

制定日：2024年9月1日

『臨床研究法に基づく医療機関等への資金提供の公開について』

タカラベルモント株式会社は、臨床研究法に基づく医療機関等への資金提供に関する情報を下記の通り公開いたします。

1. 公開の時期および方法

各年度における資金提供情報を、毎事業年度終了後半年以内にタカラベルモント株式会社のウェブサイトを通じて公開します。

公開は2020年度から実施（2019年度分を公開）し、公開期間は5年間とします。

2. 公開の範囲および内容

公開する情報は、臨床研究法にて公表が定められている範囲である以下の項目であり、子会社であるタカラメディカル株式会社、ベルモントテクノロジー株式会社についても併せて公開する。

A) 研究資金等

研究の管理等を行う当社が当該特定臨床研究の実施医療機関に提供した研究資金。

B) 寄付金

特定臨床研究の実施期間及び終了後2年以内に当該特定臨床研究を実施する研究責任医師又は当該研究責任医師と特殊の関係のある者に提供した資金であり、当該研究責任医師に提供されないことが確実であると認められるものを除く。

C) 原稿執筆及び講演その他の業務に対する報酬

特定臨床研究の実施期間及び終了後2年以内に当該特定臨床研究を実施する研究責任医師に提供したもの。

D) 自社で製造販売する医療機器に関する情報等提供に関する事項

特定臨床研究の実施期間及び終了後2年以内に当該特定臨床研究を実施する研究責任医師に提供した者に限る。

E) 交際費

特定臨床研究の実施期間及び終了後2年以内に当該特定臨床研究を実施する研究責任医師に提供されたものに限る。

以 上